

くらしすと

「くらしすと」は? 消費者としての質の高い暮らしへと導くことを願い「暮らし+Finest=くらしすと」と名付けられました。

も

く

じ

知って安心! 暮らしの情報 投資話の落とし穴 2

トラブル PICK UP 家電製品の故障 ~使用上の不注意による故障~ 3

おしらせ イベント情報 4



食べてみよう!

大阪の食

能勢ぐり

? クイズ 能勢ぐりの主要品種の名前は何ですか?

- ① 金寄 ② 銀寄 ③ 銅寄

答えは 3 ページ →

くらしのトピックス

●『食品表示 110 番』

食品表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解する上で重要な情報です。

大阪地域センターでは、JAS 法に基づく『食品表示 110 番』を設置し、食品の偽装表示や不審な食品表示の情報、食品表示に関する質問等を受け付けています。

また、JAS 法に基づく食品表示に関する講習会への講師派遣を行っています。

◆ 問い合わせ先 ◆

近畿農政局
大阪地域センター 食品表示監視チーム
食品表示 110 番(代表ダイヤル)

TEL 06-6943-9691



●増加する投資信託のトラブルに注意!

投資信託に関する相談が消費生活センターに多く寄せられています。特に商品の仕組みやリスクの説明が十分でなかったという相談や、契約・解約に関する相談が目立ちます。説明内容やリスクがあることを十分理解して、自分が納得できるリスクの範囲内で契約をしましょう。また解約条件についても確認しておきましょう。

●整体・カイロプラクティック・マッサージ等での危害に注意!

整体やマッサージ等、器具を使用せずに手技による施術により危害が発生したという相談が増加しています。あんま・マッサージ・指圧や柔道整復については法的な資格制度がありますが、整体やカイロプラクティック等には法的な資格制度がなく、施術者の技術水準や施術方法がバラバラだといわれています。自身の症状に合った施術を選択しましょう。また施術を受けて重篤な身体症状が発生した場合は、速やかに医療機関を受診しましょう。

知って安心!

くらしの情報

投資話の落し穴

低金利が長引くなかで、高利回りや高配当をうたった金融商品は魅力的に映りますが、金融商品は多様化しており、購入にあたっては商品の仕組みやリスクを十分理解しておくことが必要です。また、詐欺的な投資商法のトラブルにあわないように十分注意しましょう。

投資型金融商品には、さまざまなリスクが！

株式や債券、投資信託、商品先物取引やFXといったデリバティブ(金融派生商品)などの投資型金融商品は、必ずしも元本が保証されるものではありません(価格変動リスク=元本割れの可能性)。そのほかにも、為替変動リスク=為替レートの変動により、投資額よりも受取額が減少する可能性・信用リスク=投資先の会社の倒産などで、元利金などの支払いが遅れたり、なくなったりする可能性・流動性リスク=すぐに現金化できない可能性——などがあります。

投資型金融商品を購入する際には、目論見書や説明書で商品の内容を理解することはもちろん、どのようなリスクが発生するか知っておくことが必要です。また、運用資金が余裕資金なのか、生活資金なのかによっても、安全性と収益性のどちらを重視するのか——投資目的を明確にし、目的に応じた商品を購入する必要があります。

詐欺的な投資商法の巧妙な手口には要注意！

大阪府内の消費生活相談窓口には、高齢者を狙った詐欺的な投資商法によるトラブルの相談が多く寄せられています。最近被害が拡大しているものとしては、複数の業者が登場して、あの手この手であおりたてて未公開株や社債などを購入させる「劇場型」と呼ばれる勧誘手口や、金融庁など国の機関をかたてて信用させ購入させる「公的機関装い型」、代わりに購入すれば高値で買い取ると持ちかける「代理購入型」、過去に投資被害にあった人に被害回復をもちかけ、新たな商品の購入や手数料を請求する「被害回復型」などがあります。どれも詐欺的な投資商法で、言葉巧みに消費者の投資意欲をあおったり、過去の投資被害を取り戻したいという消費者の心理を狙ったりする勧誘手口が特徴です。

..... 一例を紹介します

見知らぬ業者A社から「〇〇社の未公開株を高値で買い取る」と電話があり、持っていないので断ったが、後日、B社から「〇〇社の株を購入しないか」と勧誘の電話があった。A社に問い合わせたところ「それだったら、高値で買い取る」と言うので、B社から〇〇社の株を購入した。しかし、その後、A社と連絡がとれなくなった。



詐欺的な投資商法の被害にあわないために

未公開株や社債などを販売するには、原則として金融庁や財務局への登録が必要です。登録業者※¹かどうかを必ず確認しましょう。また「絶対値上がりする」「買い取る」「被害を回復してあげる」などのうまい話をうのみにしないようにしましょう。一度お金を支払ってしまうと戻ってこないケースがほとんどです。

少しでもおかしいと感じたら、まず、お住まいの市町村の消費生活相談窓口や近畿財務局ホットライン※²にご相談ください。

※¹ 金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/index.html>) で公表していますので参考にしてください。

※² 近畿財務局ホットライン (<http://kinki.mof.go.jp/noneregist-trader-notice.html>)

トラブル PICKUP

家電製品の故障

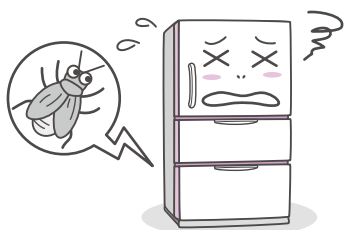
～使用上の不注意による故障～

「保証期間内の故障なのに有償修理なのは納得いかない」という相談がくらしの商品安全情報室に寄せられました。一般的に、電子制御基板内への虫等の混入による故障は、保証期間内であっても使用上の不注意とみなされることが多いです。取扱説明書に従って定期的に手入れをし、清潔に保ちましょう。

くらしの商品安全情報室
からのお知らせ

くらしの商品安全情報室に寄せられた相談事例

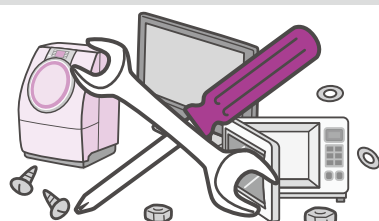
冷蔵庫の電子制御基板内に虫が入り込んで、冷えなくなった。まだ保証期間内なのに、「使用上の問題であるから有償修理になる」とメーカーに言われた。



家電製品の裏側や隙間、電子制御基板内は虫等の温床になることがあります。本事例では、虫が基板の中に入り込んだことによるショート(短絡)が起こったものです。一般的には虫等が入り込むことによる故障は「使用上の不注意」とみなされ、有償修理の対象となります。取扱説明書を確認の上、虫等の温床とならないよう対策を行いましょう。

このような故障も「使用上の不注意」となります

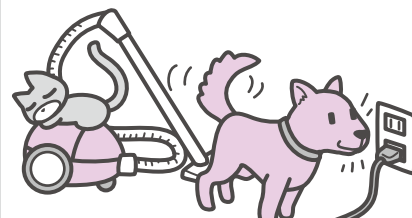
有償修理対象となるほか、思わぬ事故につながるおそれもあるので注意しましょう。



●取扱説明書で禁止されている部分を自分で分解した場合



●取扱説明書で注意喚起されている事項に従わなかった場合



●ペットによる故障

事故を防ぐために

- 取扱説明書に従って正しく使用しましょう
- 用途外の使用や、製品分解は絶対にしてはいけません
- 虫等の温床にならないよう、ゴキブリ等害虫退治商品を家電製品の周りに置くなど清潔にし、定期的にメンテナンスを行いましょう
- 故障した場合は購入店またはメーカーへ連絡しましょう

今月の大阪の食

能勢ぐり

クイズの答え

② 銀寄

「銀寄(ぎんよせ)」は能勢地域で生産される大粒のくりです。1粒20～25gの大きさで甘みが強く、高級菓子のマロングラッセにも使われています。

江戸時代の大飢饉の時にこのくりを出

荷したところ、多くの銀札を寄せることができて、地域の農民を救いました。それ以来、このくりは「銀を寄せる」という意味で、「銀寄」と呼ばれるようになったと言われています。



くらしの達人! わんデー講座

テーマ スマホやネットの第一歩

～スマートフォンやインターネットなどを正しく理解しよう～

内容 本講座では、スマートフォンの基礎知識及び携帯電話との相違点、インターネットやソーシャルゲーム、オンラインゲームなどを利用するにあたって気をつける点についてご紹介します。

日時 10月24日(水) 14時00分～15時30分

場所 総合生涯学習センター 第2研修室

【住所】〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目2番2-500号
大阪駅前第2ビル6階

【最寄駅】地下鉄: 梅田・西梅田・東梅田駅、JR: 大阪・北新地駅
阪神電車: 阪急電車: 梅田駅

対象 大阪市内在住・在勤・在学の方

定員 60人(申し込み多数の場合は抽選)

講師 篠原 嘉一 (NIT情報技術推進ネットワーク代表)

締め切り日 10月17日(水)

申し込み方法 電話、大阪市電子申請システム
(大阪市消費者センターホームページから)

その他 一時保育はありません。

申し込み・問い合わせ先 大阪市消費者センター

TEL:06-6614-7522 FAX:06-6614-7525

大阪市消費者センター携帯用サイト

大阪市消費者センター主催講座等の情報は、携帯電話からでもご覧になれます。

大阪市消費者センターの携帯サイトは、大阪市携帯用サイト「**大阪 CITY NAVI**」の「住まい/暮らし」からご覧いただけます。

「大阪 CITY NAVI」はiモード、EZweb、Yahoo!ケータイ等の携帯電話等から、次の方法等で簡単にアクセスできますので、ぜひご利用ください。

検索機能を使う

大阪 CITY NAVI

検索



大阪 CITY NAVIのQRコード

バーコードリーダー搭載の携帯電話等をお持ちの方は、左の画像を読み取ってアクセスできます。



大阪 CITY NAVI 携帯用サイトアドレス

<http://www.city.osaka.lg.jp/mobile/>

大阪市消費者センター

ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階

消費生活相談 ☎06-6614-0999

毎日 10:00～17:00 (12月29日～1月3日は除く)
※大阪市内にお住まいの方が対象です。

メール相談 ホームページからメール相談にアクセスしてください。
(12月28日～1月3日は除く)

ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>



エルちゃん

大阪府消費者フェア 2012

テーマ 絆を宝に 大阪の消費者大集合!!

大阪府消費生活センターが南港のATCに引っ越しして、8ヵ月が過ぎました。府民の豊かな消費生活のために情報提供をし、困ったときには消費生活相談を受ける消費生活センターに、ぜひ遊びに来てください。

日時 11月23日(金・祝) 10時00分～15時30分

場所 大阪府消費生活センター

ATC2階 セントラルアトリウム付近

【住所】大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATC・ITM棟

【最寄駅】ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅

その他 ●パネル・作品展示(府内消費者団体・NPO法人など)
●手作り・体験・あそびコーナー ●お楽しみ抽選会
★おもしろくてためになるステージプログラムもあるよ!

無料 弁護士ホットライン

11月23日(金・祝)・24日(土) 9時00分～17時00分
金融商品や電話・インターネットの相談に電話で
弁護士がアドバイスします。

申し込み・問い合わせ先 (財)関西消費者協会
TEL:06-6612-2330 FAX:06-6612-0090

金融・経済講演会

テーマ 騙す方が悪いのか 騙される方が悪いのか

日時 11月29日(木) 14時00分～15時30分

場所 大阪商工会議所7階 国際会議ホール

【最寄駅】地下鉄谷町線・中央線
「谷町四丁目」駅(4号出口上る)

講師 菊地 幸夫 (弁護士)

定員 400人

申し込み方法 ハガキまたはFAXでお申し込みください。
<記載事項> ①11月29日 ②郵便番号 ③住所 ④氏名(フリガナ)
⑤年齢 ⑥電話番号 ⑦質問事項(ある方のみ)
⑧くらしと

※応募者の個人情報は、当委員会が責任を持って管理いたします
(当講演会入場券の作成・発送、照会対応に利用します)。

申し込み・問い合わせ先 〒530-8660 大阪市北区中之島2-1-45
日本銀行大阪支店内 大阪府金融広報委員会事務局

TEL:06-6206-7748 FAX:06-6233-6080

主催:大阪府金融広報委員会 後援:大阪府、金融広報中央委員会



大阪府消費生活センター

ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階

消費生活相談 ☎06-6616-0888

月～金 9:00～17:00 年末年始、祝休日は除く

※お住まいの市町村に相談窓口のない府民の方が対象です。

メール相談 府消費生活 電子メール相談

検索

(年末年始、土・日・祝休日に受けた相談の返信は、休み明けになります)

消費者問題の専門家団体が実施する週末相談(年末年始除く10:00～16:00)

■土曜日/06-4790-8110 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

■日曜日/06-6203-7650 公益社団法人全国消費生活相談員協会

※お間違えないよう、番号をよくご確認ください。

ウェブサイト「消費生活事典」

消費生活事典

検索